

(仮 訳)

プレス・リリース

2012年4月3日
バーゼル銀行監督委員会

バーゼル委員会によるバーゼルⅢ実施に向けた進捗状況に関する報告書及び国別 レビュー実施のための手続きの公表

バーゼル銀行監督委員会(以下「バーゼル委」)は、本日、「バーゼルⅢ実施に向けた進捗状況に関する報告書」の第二版を公表した。

本報告書は、バーゼル委メンバー国において、バーゼルⅡ、バーゼル 2.5 及びバーゼルⅢの実施状況を追跡調査するものである。本報告書は、国際的に合意されたスケジュールに沿って、各国がバーゼル委の基準を国内の法律あるいは規則に反映させる作業の進捗を概観するものである。

バーゼル委議長を務めるスウェーデン中央銀行のステファン・イングベス総裁は、「国際的に活動する銀行に対して、完全、適時かつ整合的に新しい資本基準を導入することは、バーゼル委の最優先事項の一つである。こうした取組みは、規制上の自己資本比率への信頼を回復し、グローバルな銀行システムの強靱性を改善する助けになるだろう。バーゼル委メンバー国は、バーゼルⅢ規則が合意された通り2013年1月1日から実施されることを確保するために、努力を継続することが懇願される」と述べた。

バーゼル委はまた、メンバー国の国内規則や規制が国際的に合意された最低基準と整合的であるかどうか評価するピア・レビュー・プロセスを開始した。これらのレビューを通じて健全性や公平な競争条件に関する懸念を生じさせ得る差異があれば明らかになるだろう。バーゼル委がこれらの整合性に関するレビューを実施するにあたっての方策も本日公表された。欧州連合、日本及び米国によって採用されたバーゼル規則のレビューは、既に進行中である。

バーゼル委の規制実施枠組みの最終的な構成要素は、各国の規制の成果が銀行間及び法域間で整合的かどうかを判断するため、各国規制によってもたらされた結果のレビューを含む。バーゼル委はまず、銀行勘定及びトレーディング勘定におけるリ

スクウェイト資産の計算に焦点を当てる。これらのレビューは本年(2012年)初に開始されており、最初の調査結果は同年末までにバーゼル委に報告される予定である。

バーゼル委員会について

バーゼル銀行監督委員会は、銀行監督に関する継続的な協力のための協議の場である。同委員会は、監督及びリスク管理に関する慣行を世界的に奨励し強化することを目指している。委員会は、アルゼンチン、オーストラリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、フランス、ドイツ、香港特別行政区、インド、インドネシア、イタリア、日本、韓国、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国及び米国の代表で構成されている。バーゼル委員会のオブザーバーは、欧州銀行監督機構、欧州中央銀行、欧州委員会、金融安定化研究所及び国際通貨基金である。